

年間収集量の算出について

-過去2回の考え方		
区域調整後の昭和56年度年間収集量(kl)	許可台数(台)	
116,308 ÷	50	= 2,327 kl/台

-過去2回の考え方に直近の数値を代入した場合		
平成24年度旧市内年間収集量(kl)	許可台数(台)	
44,853 ÷	25	= 1,795 kl/台
平成23年度旧市内年間収集量(kl)	許可台数(台)	
48,390 ÷	25	= 1,936 kl/台
平成22年度旧市内年間収集量(kl)	許可台数(台)	
51,335 ÷	26	= 1,975 kl/台
平成21年度旧市内年間収集量(kl)	許可台数(台)	
52,716 ÷	28	= 1,883 kl/台
平成20年度旧市内年間収集量(kl)	許可台数(台)	
55,524 ÷	29	= 1,915 kl/台

平成20年～平成24年度の平均値 = 1,901 kl/台

年間収集量の算出について

-倉敷市方式の場合				
2t車積載量 (t)	平均積載割合	平均搬送回数/日	年間平均稼働日数(日)	
1.8 ×	0.9 ×	5.5 ×	260	
※許可車両の中で最も台数の多い車両の積載量				2,317 kl/台
-倉敷市方式に岡山市の直近の数値を代入した場合 平成24年度				
3t車積載量 (t)	平均積載割合	平均搬送回数/日	年間平均稼働日数(日)	
3.0 ×	0.9 ×	2.3 ×	278	
※許可車両の中で最も台数の多い車両の積載量				1,727 kl/台
-倉敷市方式に岡山市の直近の数値を代入した場合 平成23年度				
3t車積載量 (t)	平均積載割合	平均搬送回数/日	年間平均稼働日数(日)	
3.0 ×	0.9 ×	2.4 ×	278	
				1,802 kl/台
-倉敷市方式に岡山市の直近の数値を代入した場合 平成22年度				
3t車積載量 (t)	平均積載割合	平均搬送回数/日	年間平均稼働日数(日)	
3.0 ×	0.9 ×	2.3 ×	278	
				1,727 kl/台
-倉敷市方式に岡山市の直近の数値を代入した場合 平成21年度				
3t車積載量 (t)	平均積載割合	平均搬送回数/日	年間平均稼働日数(日)	
3.0 ×	0.9 ×	2.1 ×	278	
				1,577 kl/台
-倉敷市方式に岡山市の直近の数値を代入した場合 平成20年度				
3t車積載量 (t)	平均積載割合	平均搬送回数/日	年間平均稼働日数(日)	
3.0 ×	0.9 ×	2.0 ×	278	
				1,502 kl/台
				平成20年～平成24年度の平均値 = 1,667 kl/台

1 台当たりの年間適正収集量について

◎（S55.7 業者区域の最後の区域調整）

S56年間収集量 116,308KL / 許可台数 50台
= 2,327kl

◎岡山市におけるし尿処理業合理化事業の実施に関する基本協定書（H16.2.10）・・・資料集12（P60～）

第4条 本市のし尿処理業合理化対象事業の車輛は、し尿許可車輛50台とし、
.....

3 平成16年度当初の許可更新に当たり、1台当たりの年間適正収集量を2,327kl・・・と設定した上で、平成15年度の各社ごとの年間収集予測量を2,327klで除した計算上の収集台数（端数は切り上げ）を基準としつつ、・・・別紙の通り、33台を新許可台数として許可することとし、平成16年度以降に実施する合理化事業は、この33台を対象として実施するものとする。

別紙 H16～H20の計画期間減車 5台

◎平成21年度以降の合理化事業の実施に関する細目協定（H21.3.30）
.....資料集16（P71～）

第5条 減車は、別紙に定める減車発生年度を目安として計画期間内に実施するものとする。

別紙 H21～H25の計画期間減車 4台

◎2,327klの数値 収集に必要な台数を確定するための基準となる数値

◎現状の収集量（1,900kl）を使った場合

H26許可台数	24台	→	26台（2台増）
2,327klで計算	H20 28台	→	24台（▲4台）
1,900klで計算	32台	→	26台（▲6台）

課題 ・過去の清算の問題が出てくる
・仮に26年度からの新基準とした場合、支援のできない車輛がでてくる可能性がある。

◎1台当たりの年間収集量2,327KLを今回変更すべきではないのでは？

＜参考例 1＞ 倉敷市のし尿処理業に対する合理化事業計画（第 1 次計画）
（平成23年4月1日～平成27年3月31日の5ヵ年計画）

＜内容＞

1台当たりの支援額は国交省の公共用地の取得に伴う損失補償基準47条を補償項目についての考え方の根拠とし、その運用方針を積算の参考とする。

1 営業権に関する補償

根拠：国交省の公共用地の取得に伴う損失補償基準第 47 条第 1 項第 1 号

① 1台当たりの標準年間売上高 × ②利益率 ÷ ③年利率

= ① 22,563,504 円 × ② 10.0% ÷ ③ 8.0%

= **28,204,380 円**

① 1台当たりの標準年間売上高

※平成 19～21 年度の 18 業者全体の各年度売上高（生保減免等を含む）を各年度の必要台数で割り、3 年間の平均額で算定する。

②利益率

※現行のし尿処理手数料の改定時(H19.4.1)における原価計算に用いた数値 10.0%

③年利率

※「国交省の公共用地の取得に伴う損失補償基準第 47 条第 1 項第 1 号」、運用方針第 32 条 2 項の規定による過去の営業補償の事例より 8.0%

2 転業期間中の収益に関する補償

根拠：国交省の公共用地の取得に伴う損失補償基準第 47 条第 1 項第 4 号

① 1台当たりの標準年間売上高 × ②利益率 × ③転業に通常必要とする期間

= ① 22,563,504 円 × ② 10.0% × ③ 1年

= **2,256,350 円**

① 1台当たりの標準年間売上高：営業権に関する補償のとおり

②利益率：営業権に関する補償のとおり

③転業に通常必要とする期間

※補償基準第 47 条第 1 項第 4 号、運用方針第 32 条第 6 号の規定により

3 離職者補償（業務転換の投資・従業員教育等の費用）

離職者補償 = (①職種別平均賃金日額 × ② 260 日) - (③雇用保険費額 × ④ 180 日)

= (15,400 円 × 260 日) - (7,700 × 180 日)

= **2,618,000 円**

①平成 21 年度公共工事設計労務単価から算定

- ②補償基準第 68 条、運用方針第 54 条に規定する期間は 1 年以内で 260 日（処理場
運搬可能日）
- ③失業期間中に支払われる雇用保険日額（職種別平均賃金日額× 50%：雇用保険
法第 16 条）
- ④雇用保険法第 23 条の規定により 180 日とする。

1 台当たりの支援額

営業権に相当する補償＋転業に必要とする期間の収益相当額の補償＋離職者補償

= 28,204,380 円 + 2,256,350 円 + 2,618,000 円

= 33,078,730 円

≒ 33,000,000 円

＜参考例 2＞ I市のし尿処理業に対する合理化事業計画（第3次計画）
（平成20年4月1日～平成25年3月31日の5ヵ年計画）

＜内容＞

転業援助は、1台あたり3,100万円とし、財政負担を軽減するため、代替業務の提供による金銭換算を優先し、不足する部分について、合理化援助金を交付する。

1 営業権に関する補償

根拠：国交省の公共用地の取得に伴う損失補償基準第47条第1項第1号

3t車1台当たりの年間平均売上高 × 利益率 ÷ 年利率

= 19,051,200 円 × 10.0% ÷ 8.0%

= **23,814,000 円**（千円未満切捨て）

3t車1台当たりの年間平均売上高
= 車両積載量（％）× 手数料（円/％）× 稼働係数（回）× 年間稼働日数（日）
= 2,700（％）× 8（円/％）× 3.5（回）× 252（日） = 19,051,200 円

営業利益率

※中小企業経営指標より

10.0%

年利率（用地対策連絡会の補償基準）

※「国交省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針」より

8.0%

2 転業期間中の収益に関する補償

根拠：国交省の公共用地の取得に伴う損失補償基準第47条第1項第4号

3t車1台当たりの年間平均売上高 × 利益率 × 立ち上がり期間

= 19,051,200 円 × 10.0% × 2年

= **3,810,240 円**

立ち上がり期間

※「国交省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針」より

2年

3 車両に関する補償

根拠：法人税法施行例第61条第1項第1号イ

車両価格－（車両価格－残存価格）× 車両補償率× 車両経過年数

= 4,500,000 円 － (4,500,000 － 225,000) × 25% × 4年

= **225,000 円**

車両価格：保有する車両の平均価格

残存価格：耐用年数4年後も引き続き事業の用に供している場合の償却限度額95%

を適用し、残存割合 5% で算出	
車両補償率：「原価償却資産の耐用年数等に関する省令」より	25%
車両経過年数：「原価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第 1」より	4 年

4 従業員に関する補償

根拠：国交省の公共用地の取得に伴う損失補償基準第 47 条第 1 項第 2 号

解雇予告手当相当額補償① + 離職者補償②

解雇予告手当相当額補償 = 給与日額 × 日数 × 車両人員

$$11,666 \text{ 円} \times 30 \text{ 日} \times 2 \text{ 人} = 699,960 \text{ 円} \dots \text{①}$$

離職者補償 = (給与日額 × 日数 × 12 ヶ月 × 賃金日額係数 × 車両人員)

− (雇用保険日額 × 雇用保険給付日数 × 車両人員)

$$= (11,666 \text{ 円} \times 30 \text{ 日} \times 12 \text{ ヶ月} \times 0.8 \times 2.0 \text{ 人}) - (8,580 \text{ 円} \times 240 \text{ 日} \times 2.0 \text{ 人})$$

$$= 2,601,216 \text{ 円} \dots \text{②}$$

$$\text{①} + \text{②} = 3,301,176 \text{ 円}$$

解雇予告手当相当額補償について	
給与日額：地方交付税制度解説「単位費用編」清掃費より	11,666 円
日数：「国交省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針」より	30 日
離職者補償について	
日数：「国交省の公共用地の取得に伴う損失補償基準第 68 条」より	30 日
雇用日額係数：「国交省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針」より	0.8
雇用保険日額：「雇用保険法第 16 条」より	8,580 円
雇用保険給付日数：「雇用保険法第 22 条第 1 項第 2 号」より	240 日

1 台当たりの支援額

①営業権に関する補償 + ②転業期間中の収益に関する補償 + ③車両に関する補償

+ ④従業員に関する補償

$$= 23,814,000 \text{ 円} + 3,810,240 \text{ 円} + 225,000 \text{ 円} + 3,301,176 \text{ 円} = 31,150,416 \text{ 円}$$

$$= 31,000,000 \text{ 円}$$

<参考例 4> R市のし尿処理業に対する合理化事業計画
(平成23年4月1日～平成27年3月31日の5ヵ年計画)

<内容>

合理化事業計画に基づき、転廃業の措置を講じることとなったし尿収集業者に対して減価補てん金と転廃業助成金の合計である転廃交付金を交付する。

<減車1台当たりの転廃交付金の算定>

「平成元年7月25日環衛第103号厚生省水道環境部環境整備課長通知」に示される次の計算式により算定する。

減価補てん金…廃棄する車両の減価を補てんするために、償却後の取得価格又は帳簿価額を基準として交付する金額

転廃業助成金…し尿収集業の転廃業を助成するために交付する金額

減価補てん金 × 市町村の定める係数

1 車両補償

車両補償額＝車両の取得価額×5%

車両補償額算出に用いる車両取得価額は、バキューム車の新車価格を用いる。

なお、各車両取得価額は、特装车メーカーの見積額をもとに値引率25%として算出する。

(収集用2tバキューム車)

見積額 8,500,000円×75%＝6,375,000円…①

(運搬用4tバキューム車)

見積額 12,000,000円×75%＝9,000,000円…②

また、耐用年数を過ぎた車両の場合、帳簿価格は車両取得価額の5%とみなし、これを車両補償額とする。

(収集用2tバキューム車)

①×5%＝6,375,000円×5%＝318,750円…③

(運搬用4tバキューム車)

②×5%＝9,000,000円×5%＝450,000円…④

車両補償額＝③＋④＝318,750円＋450,000円

≒ 770,000円

2 営業権補償

営業権補償 ＝ 平均売上高 × 利益率 ÷ 年利率

＝ 21,350,000円 × 8.0% ÷ 8.0%

＝ 21,350,000円

平均売上高：し尿に係る標準委託経費（収集用 2 t バキューム車 1 台 2 名、運搬用 4 t バキューム車 1 台 0 名、事務員 1 名）を平均売上高と認定した
利益率：R 市におけるし尿及びごみ収集運搬業務委託の事業主利益率

3 転業補償

$$\begin{aligned} \text{転業補償} &= \text{平均売上高} \times \text{利益率} \times \text{転業に通常必要とする期間} \\ &= 21,350,000 \text{ 円} \times 8\% \times 2 \text{ 年} = 3,416,000 \text{ 円} \\ &\approx \mathbf{3,420,000 \text{ 円}} \end{aligned}$$

平均売上高：営業権補償に記載のとおり
利益率：営業権補償に記載のとおり
転業に必要とする期間：国交省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針より

4 離職者補償

$$\begin{aligned} \text{離職者補償} &= \text{賃金日額} \times \text{補償日数} - \text{雇用保険相当額} \\ &= (\text{賃金日額} \times 252 \text{ 日}) - (\text{雇用保険日額} \times 150 \text{ 日}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} &\text{作業員} \{ (10,000 \text{ 円} \times 252 \text{ 日}) - (5,000 \text{ 円} \times 150 \text{ 日}) \} \times 2 \text{ 人} \\ &= (2,520,000 \text{ 円} - 750,000 \text{ 円}) \times 2 \text{ 人} \\ &= 3,540,000 \text{ 円} \cdots \textcircled{1} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} &\text{事務員} \{ (5,000 \text{ 円} \times 252 \text{ 日}) - (2,500 \text{ 円} \times 150 \text{ 日}) \} \times 1 \text{ 人} \\ &= (1,260,000 \text{ 円} - 375,000 \text{ 円}) \times 1 \text{ 人} \\ &= 890,000 \text{ 円} \cdots \textcircled{2} \end{aligned}$$

$$\text{離職者補償額} = \mathbf{4,430,000 \text{ 円}} \quad (\textcircled{1} + \textcircled{2})$$

人員数：収集用 2 t 車バキューム車 1 台 2 名、運搬用 4 t バキューム車 1 台 0 名、事務員 1 名とする。

作業員単価：12,500 円（R 市の属する県の基本単価一覧表の運転手単価による）

事務員単価：作業員単価の半額

賃金日額：国交省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針第 54 条の規定により単価の 80/100 とする。

$$\text{作業員} \quad 12,500 \text{ 円} \times 80/100 = 10,000 \text{ 円}$$

$$\text{事務員} \quad 6,250 \text{ 円} \times 80/100 = 5,000 \text{ 円}$$

補償日数：補償基準の運用方針に規定する期間は、1 年以内のため浄化センター搬入可能日数の 252 日

雇用保険日額：雇用保険法により賃金日額の 50/100

$$\text{作業員} \quad 10,000 \text{ 円} \times 50/100 = 5,000 \text{ 円}$$

$$\text{事務員} \quad 5,000 \text{ 円} \times 50/100 = 2,500 \text{ 円}$$

雇用保険の所定給付日数：雇用保険法の規定により 150 日

$$\begin{aligned} & \text{①車両補償} + \text{②営業権補償} + \text{③転業補償} + \text{④離職者補償} \\ & = 770,000 \text{ 円} + 21,350,000 \text{ 円} + 3,420,000 \text{ 円} + 4,430,000 \text{ 円} \\ & = \mathbf{29,970,000 \text{ 円}} \end{aligned}$$

上記の転廃交付金を、減価補てん金及び転廃業助成金の算出式にあてはめると
(② 21,350,000 円 + ③ 3,420,000 円 + ④ 4,430,000 円) ÷ ① 770,000 円
= 37.922

市町村の定める係数は 37.922 となる。よって転廃交付金は

減価補てん金 770,000 円…①と

転廃業助成金 770,000 円 × 37.922 ÷ 29,200,000 円…⑤

29,970,000 円 (①+⑤)

項目	旧岡山市		倉敷市	I市	O市	R市
	第1次計画 (H16～H20)	第2次計画(合意額) (H21～H25)	第1次計画 (H23～H27)	第3次計画 (H20～H24)	第5次計画 (H24～H25)	(H23～H27)
①営業権に相当する補償	<small>H16～H18(平成28年)の平均売上高</small> 26,286,810 利益率10% 年利率8% 32,858,000	<small>H17～H19(平成29年)の平均売上高</small> 23,560,164 利益率10% 年利率8% 29,450,000	<small>H19～H21年度の平均額</small> 22,563,504 利益率 10.0% 年利率 8% 28,204,380	平成22年度実績 19,051,200 利益率 10.0% 年利率 8% 23,814,000	平成22年度実績 14,233,472 利益率 7.8% 年利率 8% 13,877,000	標準委託経費 21,350,000 利益率 8.0% 年利率 8% 21,350,000
②器具・備品等の売却損に相当する補償	償却資産評価額 6,264,950 残存率5% 313,000	適用しない	適用しない	車両価格 4,500,000 残存価格 225,000 償却率 25.0% 耐用年数 4年 225,000	車両の現在価格 309,279 基準率 50% 154,000 ※差直交付金	取得時20%減価率 6,375,000 運転日数100%減価率 9,000,000 残存価格 5.0% 770,000 ※車両補償
③従業員の解雇予告手当に相当する補償	運転手 501,000 作業員 414,000 予備員 91,500 1,006,000	適用しない	適用しない	給与日額 11,666 日数 30日 出勤人員 2人 699,960	適用しない	適用しない
④転業に必要とする期間中の従前の収益相当額の補償	平均売上高 26,286,810 利益率10% 転業期間2年 5,257,000	平均売上高 23,560,164 利益率10% 転業期間2年 4,712,000	平均売上高 22,563,504 利益率 10.0% 転業期間 1年 2,256,350	平均売上高 19,051,200 利益率 10.0% 転業期間 2年 3,810,240	平均売上高 14,233,472 利益率 7.8% 転業期間 2年 2,220,000	平均売上高 21,350,000 利益率 8.0% 転業期間 2年 3,420,000
⑤離職者補償	運転手 4,592,500 作業員 3,795,000 予備員 838,750 9,226,000	運転手 2,929,200 作業員 2,419,200 5,348,000	運転手 2,618,000 2,618,000	給与日額 11,666 戸籍筆頭者 8,580 2,601,216	運転手 3,850,620 作業員 1,432,365 5,282,000	作業員 3,540,000 事務員 890,000 4,430,000
支援額	① 32,858,000	① 29,450,000	① 28,204,380	① 23,814,000	① 13,877,000	① 21,350,000
	② 313,000	④ 4,712,000	④ 2,256,350	② 225,000	② 154,000	② 770,000
	③ 1,006,000	⑤ 5,348,000	⑤ 2,618,000	③ 699,960	④ 2,220,000	① 3,420,000
	④ 5,257,000			④ 3,810,240	⑤ 5,282,000	⑤ 4,430,000
	⑤ 9,226,000			⑤ 2,601,216		
	↓	↓	↓	↓	↓	↓
	48,660,000	39,510,000	33,078,730	31,150,416	21,533,000	⑧減価補てん金 770,000
	46,000,000	39,500,000	33,000,000	31,000,000	21,530,000	⑦転業業助成金 29,200,000
代替業務額(税込)	483,000,000	414,700,000 (1,000万円返還)				合計 29,970,000 (⑥+⑦)

浄化槽汚泥の支援いかんの判断基準

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（合特法）・・・資料集1（P1～）

第2条 この法律において「一般廃棄物処理業等」とは、・・・し尿処理業その他政令で定める事業をいう。

同施行令・・・資料集2（P3）

第1条 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法第2条の政令で定める事業は、・・・市町村長の許可を受けて行う浄化槽清掃業とする。

◎浄化槽汚泥の支援いかんの判断基準

し尿の場合と同じく、下水道の整備等でその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることになるかどうか（合特法第3条）

◎本市の経緯

第2回（資料1）岡山市の浄化清掃事業に対する合理化事業の経緯
引き続き検討する。合併浄化槽の推進するための方策を講じる。

同（資料2）浄化槽汚泥収集量のピーク時の収集量と現状比較表

全体としては著しい変化はないが、業者によっては、ピーク時とH24実績で▲40%、▲34%の業者がある

◎前回の会議において、（協同組合としての）業者自身による調整の可能性についての指摘あり

◎現在、協同組合にもその話を投げかけているところ

提言に対する（協）岡山市環境整備協会からの意見書等

経緯

- H21.3.30 協定書締結（代替業務提供額定めず）・・・資料集16
(p71～)
- 4.22 協会意見書 ……第2回資料 (p21～)
- 4.28 専門委員会提言 ……資料集8 (p31～)
- 5.25 協会要望書・意見書 ……第2回資料 (p28～)
- 7.2 市弁明書 ……第3回資料 (p16～)
- 9.11 協会意見書（市弁明書に対する反論） 第2回資料 (p37～)
- 12.22 変更協定書締結（代替業務提供額）・・・資料集18 (p75)

争点

- 平成15年度減車支援額 4,600万円 ……資料集13 (p63)
- 平成20年度 同提言額 2,650万円 ……資料集8 (p33)
- (▲42.4%)

合意額 3,950万円 ……資料集18 (p75)

(ただし、1,000万円返納)

専門委員会の提言は、従来補償額の算定において採用されたことのないTKCの経営指標の数値なるものを根拠に、十分な検証・議論をしないまま、営業権の利益率の算定を従来の10%から6.2%に切り下げる方法を用いるなどして支援額の算定を行っています。……到底承服できないものであります。
(5/25 要望書 第2回資料p29)

*営業権に相当する補償（減車補償額）としてTKC経営指標の営業利益率を採用したことについて（9/11 意見書 第2回資料p46～、p52～）

*企業価値の考え方（9/11 意見書 第2回資料p56）

*代替業務利益率（9/11 意見書 第2回資料p59～）

平成21年4月22日及び5月25付け岡山市環境整備協会
からの意見書に対する市の考え方について

H21.7.2

平成21年5月25日付け意見書に対する市の考え方

○ 委員会の審議の進め方についての疑問

(1) 拙速な進行

協会： 専門委員会の審議回数が予定の6回から4回にとどまり、審議時間は延べ6時間50分で実質審議時間は3時間程度にとどまった中での提言の取りまとめは拙速過ぎる進め方で、市当局のシナリオどおりに進めようとの意図が働いて、審議をつくさぬまま提言書の作成を行った。

市： 平成15年度の前回の専門委員会は、平成14年度包括外部監査で合理化事業に対して指摘を受け、まず、「岡山市におけるし尿処理業合理化事業の論点整理について（報告）」をまとめた後、「平成16年度以降のし尿処理業合理化事業に対する提言書」、過去の清算も含めた「岡山市の一般廃棄物処理業等合理化事業に関する最終提言書」と3つの問題に分けて審議を実施したため、12回に及ぶ審議となった。

今回の専門委員会は、基本協定書、前回の専門委員会の提言、平成19年度の市民事業仕分けの議論を経ての審議であり、減車支援額の算定等ある程度重要な論点が絞り込まれた中で進行し、し尿処理業・合理化事業の概要について1回、事業仕分け・他都市の合理化事業等について1回、合理化事業の内容、主に支援額算定について2回実施された結果、提言書を取りまとめるに至ったので、合計4回の開催となった。

なお、出席人数が少なく委員会としては成立しなかったが、し尿処理施設の現地視察を行っている。

(2) 営業権に相当する補償（減車補償額）としてTKC経営指標の営業利益率を採用したことについて

協会： 市は、減車支援額算定における利益率を前回どおり10%とする第1案とTKC経営指標の6.2%とする第2案を提案したが、委員から

(ア) 利益率10%と6.2%ではあまりにも差が大きい、代替業務額を算出する係数が10%のままだと趣旨が一貫しない。

(イ) 5年間の実績があるのだからそれを元に検証できないか。

(ウ) 6.2%と10%の違いについて、その根拠とか裏付けとかを提供してほしい。

といった意見や質問に全く答えぬまま、TKCを採用するとして合意が形成されたとしてまとめ、議事録も全体的に加工された内容となっている。

市： 前回は、し尿処理手数料算定時の原価計算に用いた利益率（その他諸経費率）10%を採用したが、これは「中小企業の経営指標」の一般廃棄物処理業（し尿・浄

化槽汚泥等の収集運搬等)の売上高営業利益率も平成12年から3年間の平均が、10%であったため、専門委員会で妥当と判断され採用された。今回「中小企業の財務指標」(H17年から財務指標に名称変更)では利益率の分析区分が平成17年発行分から変更され、一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬・処理・処分の区分となり、利益率は2~4%台程度と低く、この区分では、し尿処理業の利益率を表すものではなくなった。

市が、利益率について調査した結果、TKCの経営指標にはし尿収集運搬業の区分が設けられているとともにサンプル数も多い。また、他に参考となる指標が無くTKCの数値を採用する都市もあり、こうした事情を専門委員会に説明し、審議された結果、専門委員会で採用され提言が取りまとめられた。

(3) 協会関係者の意見を聴かないまま審議を打ち切ったことについて

協会： 前回の専門委員会では、協会は参考人として3回意見を述べているが、今回は、意見を聴かぬまま審議が打ち切られた。2月4日に事務局長が、総会開催や代表理事の意見の場について日程の配慮を要請したが、無視された経過がある。専門委員会において、最終意見を取りまとめるまでの過程で、業界の代表者の意見聴取の機会を持つことは、最低限守らなければならないことである。

市： 協会への意見聴取については、平成21年1月29日開催の第3回専門委員会前の1月23日に、協会事務局に減車対象業者、減車支援額等について説明し、2月6日に開催予定の専門委員会に協会側の意見聴取を依頼したが、出席出来ないとの回答であった。3月15日開催予定の第4回専門委員会においても、協会事務局に出席依頼したが、組合員の意見が未集約のため出席出来ないとの回答があった。その後、4月に出席を依頼していたところ、4月20日、22日付で意見書(回答)が提出され、専門委員会がその内容を吟味され、意見聴取の必要がないと判断されたものである。

(4) 委員会で配布された資料

協会： 配付資料は、ほとんど市が作成・編集した資料で、協会作成資料は一部を除いてほとんどなく、協会の要望書等も議論されたふしはなく、公正さを欠く委員会の進め方であったといわなければならない。

市： 専門委員会の委員に過去の経緯、現状を把握してもらうために市が資料を用意したが、特に公正さを欠く資料は作成していない。協会からの意見書、要望書は、各委員に送付しており、これらも踏まえられたうえで、市に対する提言書がまとめられた。

(5) 議事録についての問題

協会： 専門委員会は公開され、会議概要は市のホームページに掲載されたが、減車補償額の算定方法や代替業務の利益率の議題の進め方で議論が分かれた経過があるにもか

かわらず、重要な意見や質問が省かれたり、発言のなかったものが書き加えられるなど、議事録の改ざんと評価される行為は公正さに欠け、委員会への市民の信頼を裏切ることになりかねない。

市： 専門委員会で審議された内容を公開するため、概要としてまとめ、市のホームページ上に概要である旨表示したうえで公開している。この概要は議事録そのものではなく、審議された内容ごとに項目を設けまとめているが、重要な発言や意見は掲載しており意図的に改ざん等はしていない。

○ 提言書の内容について

(1) T K C経営指標の数値を補償額の算定に用いたことの問題

協会： T K C全国会の組織や目的、その実績や信頼度について、なんらの説明をすることなく、補償額算定の根拠資料として用いたこと自体が問題である。単に加入員が多いという理由だけで各省庁や公共団体が公表している統計数値よりも優れているというのはあまりにも短絡的な議論である。1120年版T K C経営指標（要約版）の売上高経常利益率は、8.0%（優良12.2%）となっている。

市： T K C経営指標は、調査対象の業種範囲と会社数が広範かつ豊富であり、956業種、22万7千社を超える会社数の統計資料（1120年版）となっており、市の関係課や他自治体にも意見を聞き、信頼できるものと判断し専門委員会での審議資料とした。

合理化事業で議論すべき利益率は、本来業務であるし尿処理業に係るものであり、本来の事業活動以外の利益、損失を加味した経常利益と売上高の比率である売上高経常利益率8.0%は採用すべきではないと考える。前回においても会社本来の営業活動から生じた営業利益と売上高の比率である売上高営業利益率を使用した。こうしたことを踏まえて、専門委員会に提出し提言書に盛り込まれた。

(2) 岡山市が平成20年に行った他都市の調査と調査結果

協会： 専門委員会開催に先立つ市の調査では、合理化事業を実施している市が38市あるが、11市に限定して支援額や支援措置積算上の項目を整理し、岡山市の支援額は上位から3番目で平均より高いと説明している。厳密な分析をするなら、未調査27市の不明部分を調査すべきで、市が予め選択して支援額一覧表を作成したとの疑いを持たれてもやむを得ない。

市： 岡山市も1台当たりの支援額を基準とする減車清算方式による合理化事業の事例について比較したいが、1台当たりの支援額を基準として算定していない都市や算定していても具体的な数値まで回答されない都市もあり、再々、調査都市とやりとりをした結果、回答があった11都市の調査結果を委員会へ示したものである。

(3) 利益率10%から6.2%に下げて補償額を算定する合理的根拠はない

協会： 専門委員会は、営業権に相当する補償額算定の利益率に、前回計画の10%から補償額をもっと低くすべきとの意見だけで、TKCの経営指標の数値である利益率6.2%を採用し、支援額は、4,600万円から2,650万円へ42%強減額された。市が実施した他都市の調査結果からも、利益率は、20%から7.7%と幅はあるが、10%が中間値となっており、TKCの経営指標の利益率はあまりにも低く、採用する合理性、客観性は認められない。

また、合理化事業計画における補償額は、ほとんどの事例が国交省の損失補償基準及び同運用方針に則って算定されており、大幅に利益率を下げるのなら「特段の事情」を客観的資料を基に根拠を明らかにしないと国交省基準に反する。

市： TKC経営指標の利益率6.2%を採用したことについては、前述の委員会の審議の進め方についての疑問（2）で述べたとおりです。

また、本市が調査した他自治体においても国交省の損失補償基準を支援額算定の参考としており、岡山市においても国交省の損失補償基準及び同運用方針に則って支援額を算定している。

平成21年4月22日付け環境整備協会の専門委員会への意見に対する市の考え方 (5月25日付け意見書と同じ趣旨ととれる意見への回答は致しておりません)

第2 各論

2 廃棄物処理法と合特法の一体性

協会： 下水道の整備等で経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生じる状況に陥った場合に、許可業者は、廃棄物処理法上では、経理的基礎を有し、かつ、一般廃棄物処理計画に適合することも同時に要求される中で業務を継続することとなり、廃棄物処理法と合特法は表裏一体の関係であり、単に補償すればよいと言うものではなく、専門委員会はこの議論が欠如しており、大局的な見識の議論が望まれる。

市： 廃棄物処理法と合特法については、第1～2回の専門委員会の中で、合特法は、市町村がし尿処理業の業務の安定を保持し、し尿の適正処理の確保を図り、公衆衛生の向上等に資することを目的に制定されたとして説明しており、下水道の普及による著しい影響を緩和し、経営の近代化及び規模の適正化を進めることが直接の目的であり、その結果、業務の安定が保持され、し尿処理の適正化が図れるもので、廃棄物処理法と合特法が表裏一体的なもの、つまり合特法の措置が、廃棄物処理法の許可基準を満たすための財政的な支援をするものとは理解していない。

3 企業価値の考え方

協会： 国交省基準8%の年利率は、高度経済成長期の数字と考えられ、利益率のみ低減し、意図的に高い年利率の採用は客観性に乏しく、現在価値の理念を損なう。

市：し尿処理業は、営業権の取引価格が特に定められていないため、国交省基準の公共用地の取得に伴う損失補償基準の営業権に相当する補償の項目を参考とし、国交省基準に定められた年利率8%を適用しているものであり、国交省においても経済、金融状況の動向を反映して決定される市中金利と営業権から生み出される収益性やその安定性、譲渡性その他の諸要素を含んだものとして決定される還元利回りとはその性質が異なるため、直接の影響があるとは考え難く、必ずしも妥当でないとは言い切れないとされている。

4 国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準

<営業廃止の補償>

②器具・備品等の売却損に相当する補償

協会：基準どおり、現在価格の50%を基準とすべき。

市：売却損の考え方については、法人税法の規定により、耐用年数超過後も引き続き事業の用に供している場合の償却限度額の95%を適用し、残存割合を5%としていたが、平成19年度の税制改正により、減価償却資産の残存価額は廃止され、残存簿価1円まで償却可能となったため、支援額の項目から削除することが適当と考える。

③解雇予告手当相当額の補償額

協会：解雇する場合は支給し、しない場合は、その他労働に関する通常生ずる損失額として従業員の研修期間及び経費等も含んだものを支給するのが自然である。

市：解雇予告手当は30日前に予告すれば支払わなくてもよいものであり、計画的に減中を実施するという観点から、30日以内に解雇することは考えられず削除する。

④転業に必要とする期間の収益相当額の補償

協会：歴史も客観性もないTKC経営指標の利益率の数字を採用すべきではなく、年利率との整合性からも検討する必要がある。

市：利益率6.2%を採用した理由は前述のとおり。

⑤離職者補償

協会：平均賃金には、賞与も含まれており日当で計算すべきでない。補償日数は1年が基本であり、処理場搬入可能日数279日は根拠がなく、賃金総額をその期間の総和で除した額を1年間補償と解釈できる。

市：実際に業者ごとを補償するのではなく、一律平等な扱いという考え方の支援額算定であり、また、公共工事設計労務単価（岡山県）には賞与等も加味されている。なお、日当で算定するため365日は適当ではない。

⑥代替業務利益率

協会：市は、利益率10%について、実態のあることを定量的に証明する必要がある。

市：代替業務の多くを占める下水道局関連の委託業務は、全国で概ね同様な積算基準のもとに積算されており、その中で、他都市の代替業務の利益率は、10%としている都市が多い。また、合理化事業の効果に関する評価書の営業利益率の平均値も9%に近いものとなっており、10%は妥当なものとする。

地方公共団体からの相談事例集

平成 19 年 6 月

公正取引委員会事務総局

※<http://www.jftc.go.jp/index.html>
「公正取引委員会」トップページ
→独占禁止法→相談事例集→地方公共団体からの相談事例集からの抜粋
2013/7/23アクセス

〔公益事業2〕

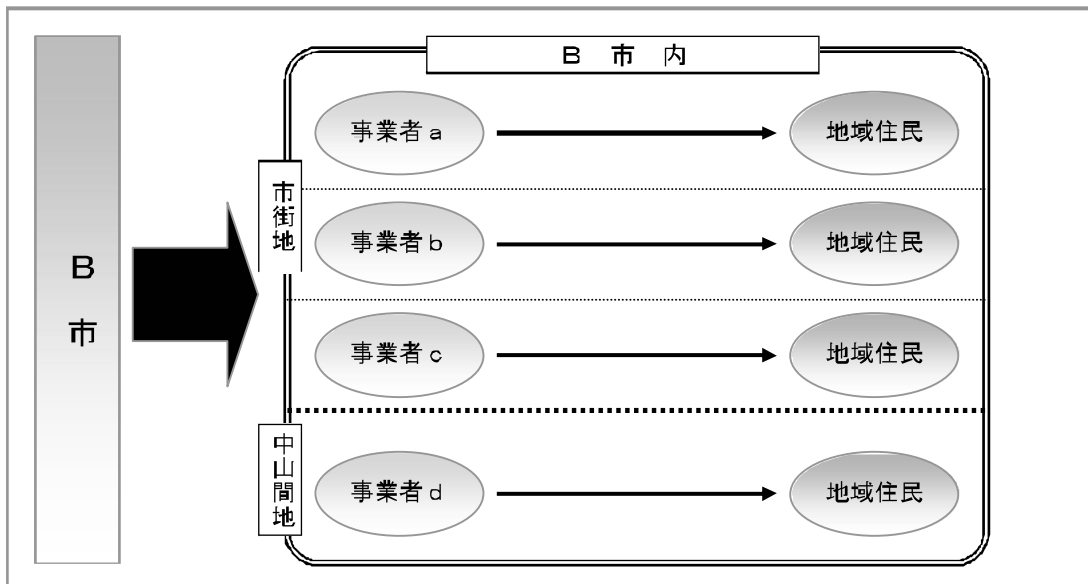
〔営業区域の指定〕

2 し尿処理汲み取り業について、市内の営業区域ごとに一事業者を指定することについて

市内のし尿汲み取りサービスが地域によって格差があることから、市が市内全域を営業区域ごとに分割し、一営業区域ごとに一事業者を指定することについて、区域の指定をすること自体は問題ないが、競争政策上は競争ができる限り維持されるような方法を探ることが望ましい。

1 相談の要旨

- (1) B市は人口が集中している市街地と過疎化が進んでいる中山間地域から形成されている。
- (2) B市内のし尿汲み取り業務は、市の許可を受けた複数のし尿汲み取り業者（以下「事業者」という。）によって行われており、また、各事業者は市から営業区域の指定は受けておらず、市内のどこでも自由に業を行うことができ、料金は各事業者がそれぞれ決めている。しかしながら、住民が集中している市街地では移送コストが低いため、事業者が複数存在し、し尿汲み取りサービスは滞りなく行われている一方、住民の過疎化が進んでいる中山間地域では相対的に割に合わないことから、事業者が積極的に業務を行わないため、中山間地域の住民はし尿汲み取りに係る安定的なサービスを受用できていない状況にある。
- (3) このため、B市では、市内全域における安定的なサービスを確保し、事業者の責任を明確にするため、市内全域を営業区域ごとに分割し、一営業区域ごとに一事業者を指定したいと考えているが、このことについて競争政策上問題はなないか。



- (4) なお、廃棄物処理法では、し尿汲み取り業務は、市が直営で行う場合のほか、B市のように管轄する市町村の許可を受けた事業者が行う場合があり、市町村が事業者に許可する際には、収集を行うことができる区域を定め、生活環境の保全上必要な条件を付けられるようになっている。また、同法では、これらの事業者は、市町村が条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手

数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならないことになっている。

2 独占禁止法及び競争政策上の考え方

- (1) 本施策は、B市内のし尿汲み取り業務について、現在、満足のいくサービスを受受できていない中山間地域の住民が満足のいくサービスを受受することを可能とするために、市内全域を営業区域ごとに分割し、一営業区域ごとに一事業者を指定するものである。
- (2) 市は、法令に基づいて、し尿汲み取り業務を事業者に許可する際に、事業者の営業区域を定めることができる。しかし、市が政策目的を達成するために、事業者の営業区域を決めるに当たって、競争に対する影響のない又は競争に対する影響のより少ない代替的な方法がある場合には、そうした方法を採用することが、競争政策上望ましく、市民にとっても価格やサービスの面で利益となる。
- (3) B市が、本施策の目的を達成するために、事業者が複数存在し、かつ、安定的なサービスの供給が実現されている市街地においてまで、営業区域を分割し、当該区域の事業者を一社に限定する場合には、事業者間の競争が失われ、各事業者による価格引下げやサービス向上のインセンティブが失われることになる。
- (4) したがって、B市がし尿汲み取り業務について、現在、満足のいくサービスを受受できていない中山間地域の住民が満足のいくサービスを受受することを可能とするためには、例えば、当該中山間地域についてのみ営業区域を決めて事業者を指定するといった、事業者間の競争ができる限り維持されるような方法を採用することが望ましいと考えられる。

3 結論

市が、し尿汲み取り業務について、営業区域を定め、それぞれの区域の事業者を指定する場合であっても、競争政策上は、例えば、住民が満足のいくサービスを受受できていない中山間地域についてのみ営業区域を決めるといったように、事業者間の競争ができる限り維持されるような方法を採用し、価格引下げやサービス向上のインセンティブが失われないようにすることが望ましい。

議事 (1) 課題、論点の整理について

(1) し尿処理業に対する合理化事業計画について

1 台当たりの支援額は、前回の合理化事業計画と同様に国交省の公共用地の取得に伴う損失補償基準第47条及び第67条を補償項目についての考え方の根拠とし、その運用方針を積算の参考とする。

補償項目を ①営業権に相当する補償
②転業に必要とする期間中の従前の収益相当額の補償
③離職者補償

とし、これらの合計額を支援額とする。

(2) 浄化槽汚泥清掃業に対する合理化事業計画について

岡山市環境整備協会とも協議して、考え方や取り組みについて一定の方向性を示す。

◎ (1)、(2) については、次回の審議会までに市の考え方を取りまとめ、審議していただく。